

報道関係者各位

令和8年9月3日（木）

【照会先】

山口労働局職業安定部需給調整事業室
室長 通山 和男
需給調整指導官 桑田 哲男
（電話） 083-995-0385

無許可の労働者派遣事業及び 労働者供給事業を行った疑いで刑事告発

山口労働局（局長：鈴木 輝美）は、令和8年6月15日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、山口県岩国警察署に告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、本日公表するものである。

記

第1 被告発人

- (1) 株式会社新道
所在地 山口県岩国市玖珂町752番地98
- (2) 同社 代表取締役
- (3) 重国工業 事業主
所在地 山口県岩国市旭町2丁目1番31号

第2 罪名及び罰条

- (1) 株式会社新道及び同社代表取締役
労働者派遣法第4条第1項第2号違反（建設業務に係る労働者派遣事業の禁止）
同法第5条第1項違反（無許可の労働者派遣事業）
同法第59条第1号及び第2号（罰則）
同法第62条（両罰規定）
職業安定法第44条違反（労働者供給事業の禁止）
同法第64条第10号（罰則規定）
同法第67条（両罰規定）

(2) 重国工業の事業主

労働者派遣法第4条第1項第2号違反(建設業務に係る労働者派遣事業の禁止)

同法第5条第1項違反(無許可の労働者派遣事業)

同法第 59 条第1号及び第2号(罰則)

第3 事案の概要

被告発人株式会社新道及び同社代表取締役は、令和6年3月 15 日から同年 10 月 22 日までの間に、厚生労働大臣の許可を受けることなく A 社に繰り返し派遣し、A 社の指揮命令下で労働者派遣法第4条第1項第2号により労働者派遣が禁止されている建設業務に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

また、被告発人重国工業の事業主は、令和6年3月 20 日から同年 10 月 22 日までの間、厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者を株式会社新道に派遣し、同社の指揮命令下で労働者派遣法第4条第1項第2号により労働者派遣が禁止されている建設業務に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

さらに、被告発人株式会社新道及び同社代表取締役は、令和6年3月 20 日から同年 10 月 22 日までの間に、重国工業の事業主が雇用する労働者を A 社に繰り返し供給し、A 社の指揮命令下で建設業務に従事させる労働者供給事業を行った疑いがある。

【参照条文】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）〔抄〕

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 （略）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 （略）
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 （略）

2・3 （略）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項又は第十五条の規定に違反した者
 - 二 第五条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者
- 三・四 （略）

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）〔抄〕

第四条 （略）

8 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

9～13 （略）

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一～九 （略）

十 第四十四条の規定に違反したとき。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。